

# 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に 基づく主な取組の実施状況

(令和5年1月)

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府  
男女共同  
参画局

**内閣府男女共同参画局**

# 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づく主な取組の実施状況

本資料は、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の以下の項目のうち、赤枠の項目について、内閣府による取組の実施状況（主に令和4年度に実施したもの）を記載している。

○刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

○性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実

- ・性犯罪者に実施しているプログラムの拡充
- ・出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討

○被害申告・相談をしやすい環境の整備

- ・被害届の即時受理の徹底
- ・捜査段階における二次的被害の防止
- ・警察における相談窓口の周知や支援の
- ・被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化（2頁）

○切れ目のない手厚い被害者支援の確立（3頁）

- ・ワンストップ支援センターにおける支援の充実
- ・中長期的な支援体制
- ・被害者の医療費負担等の軽減
- ・多様な被害者支援の充実

○教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

- ・子供を性暴力の当事者にしないための生命（いのち）の安全教育の推進
- ・学校等における教育や啓発の内容の充実
- ・学校等で相談を受ける体制の強化
- ・わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分
- ・社会全体への啓発（4頁）

○方針の確実な実行（5頁）

# 1 被害申告・相談をしやすい環境の整備

## <被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化>

### 1) 全国共通番号「#8891」（はやくワンストップ）の運用

（最寄りの「性犯罪・性暴力のためのワンストップ支援センター」につながる全国共通ダイヤル）

○令和2年10月 運用を開始。「女性に対する暴力をなくす運動」等を通じて周知

○令和4年11月 相談者からの通話料を無料化



### 2) 24時間365日対応の推進

○「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により、ワンストップ支援センターにおける24時間365日対応の取組を支援

○令和3年10月「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置。

それまで夜間休日対応をしていなかったワンストップ支援センターと連携して被害者を支援。

### 3) 多様な相談方法の提供

○ワンストップ支援センターにおける多様な相談者への対応に係る取組（メール・SNS相談・オンライン面談等）を「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」により推進

○「性暴力に関するSNS相談Cure time（キュアタイム）」（内閣府委託事業）の対応について令和4年度から365日に拡充、メール相談を開始



## 2 切れ目のない手厚い被害者支援

### ＜ワンストップ支援センターにおける支援の充実／被害者の医療費負担等の軽減＞

#### ○ 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金（令和4年度：4.5億円）

- ・ 都道府県等が設置するワンストップ支援センターに対し、運営経費、医療費等の公費負担に要する経費等を支援
- ・ 令和2年12月 被害者が所在する都道府県以外における急性期の医療機関の受診も医療費支援の対象とすることについて通知を発出
- ・ 子供が性被害を受けたケースにおける監護者に対する精神的ケアの提供を支援
- ・ 令和4年度～ 都道府県に加え、政令指定都市と中核市を交付対象とする

### ＜多様な被害者支援の充実／中長期的な支援体制＞

○令和4年6月 障害者、男性等を対象とした支援事例集を作成しワンストップ支援センター及び関係省庁に共有

○ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、行政職員、医療関係者（公認心理師を含む）を対象とした研修教材を作成・提供するとともに、オンライン研修を実施（予定）

### 3 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防

#### <社会全体への啓発>

##### 1) 若年層の性暴力被害予防月間（毎年4月）

- ポスター、リーフレット、啓発動画の作成
- 若年層に向けて、SNS及びトレインチャンネル等を活用した広報活動

##### 2) 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日から25日までの2週間）

- 「性暴力を、なくそう」というメッセージを内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から発出
- ポスター、リーフレットの作成、SNS等を活用した広報・啓発の実施
- 全都道府県でパープル・ライトアップを実施

##### 3) AV出演被害防止・救済法に係る広報の実施

- ターゲティング広告やSNSの活用、広報カード、ステッカーの作成・配付等を通じ、法制度や相談先（性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター）の広報・周知を推進



## 4 方針の確実な実行

### 1) 方針の進捗状況等に関するフォローアップ

○方針に基づく取組等の進捗状況等について毎年フォローアップを実施し、  
「女性に対する暴力に関する専門調査会」で報告

- ・令和2年度フォローアップ：令和3年3月17日 第114回専門調査会
- ・令和3年度フォローアップ：令和4年4月19日 第118回専門調査会

### 2) 性暴力被害の実態把握

○令和2年3月「男女間における暴力に関する暴力調査」を公表（次回は令和5年度に実施予定）

○令和4年6月「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング」報告書を公表

- ・若年層（16～24歳）の約4人に1人が「何らかの性暴力被害」にあったことがあると回答
- ・言葉による性暴力被害が17.8%、身体接触を伴う性暴力被害が12.4%、情報ツールを用いた性暴力被害が9.7%。  
性交を伴う性暴力被害は4.1%

### 3) ワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査の実施

○令和4年12月～ ワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査を実施

# 參考資料

# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

## 目的 役割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

## 設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

## 設置都道府県数 (か所数)

- ・47都道府県  
(52か所)

## 機能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

## 運営

- ・内閣府から、都道府県等(今年度より指定都市・中核市を追加)へ「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

## 設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(4センター)
- ・相談センター中心連携型(36センター)

## 24時間 運営

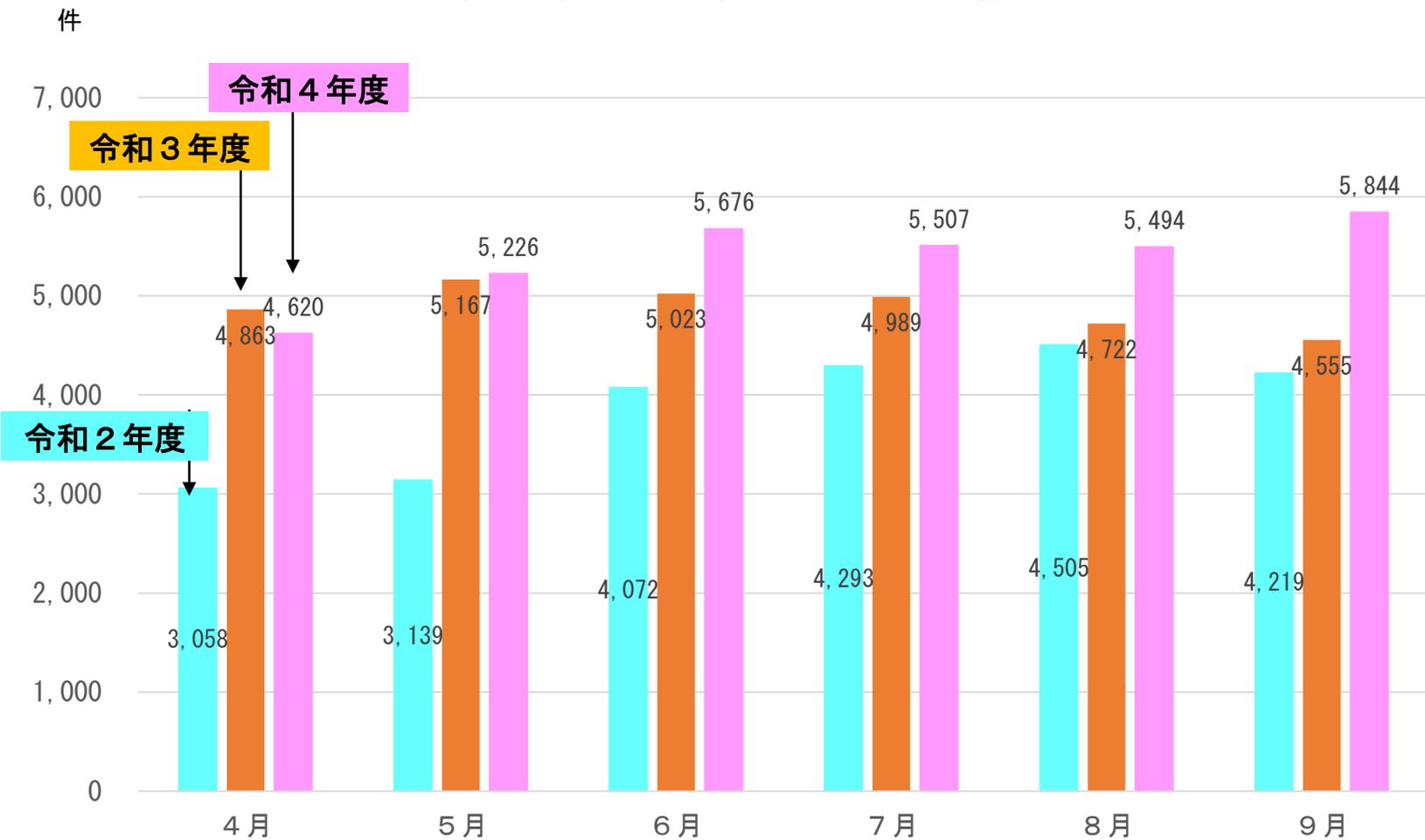
- ・21都府県(令和4年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」  
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

## 相談件数

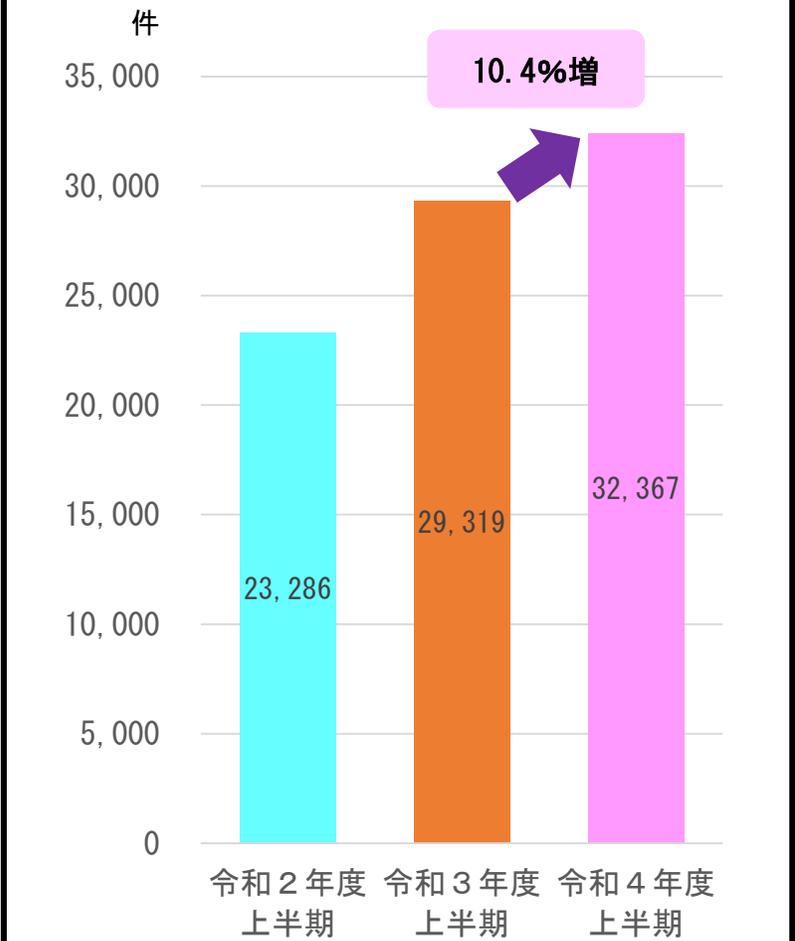
- ・58,771件(令和3年度)

# 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移 (令和4年度上半期)

相談件数は前年度を上回って推移



令和4年度上半期は前年度同期比の約1.1倍



注：相談件数は、電話・面接・メール・SNS等による相談（延べ件数）の合計

この調査結果は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた令和4年4月1日～令和4年9月30日）の全国の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける相談件数等を令和4年11月7日時点でとりまとめ、集計した結果である。

# 性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

## ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」  
(はやくワンストップ)

## 性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

## 性暴力に関するSNS相談 「キュアタイム」

R2.10/2~



キュアタイム

検索

# 令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。（平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定）

潜在化しやすい女性に対する暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

今年のテーマは「性暴力を、なくそう」。

## ○ 啓発物の作成・配布（ポスター・リーフレット・カード・シール・パープルリボンバッジ）

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。



<パープルリボンバッジ>



<啓発カード>



<啓発シール>



<リーフレット>



<ポスター>

## ○ 大臣メッセージ動画の発信

## ○ 全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用

## ○ パープル・ライトアップ

東京スカイツリー、迎賓館赤坂離宮などのランドマーク等を女性に対する暴力の根絶のシンボルカラーである紫色にライトアップするパープル・ライトアップを実施。

## ○ 企業との連携

御賛同企業による、パープルライトアップやSNS等での広報・啓発、役員等のパープルリボン着用を依頼。



<令和3年度ライトアップ写真>

## ● 若年層の性暴力被害予防月間

【期間】 毎年 4 月

### 【目的】

これまでのAV出演被害やJKビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

### 【主な実施事項】

令和4年の月間においては、同年4月からの成年年齢の18歳への引下げを受け、契約に関する注意喚起等、積極的な広報・啓発を実施。

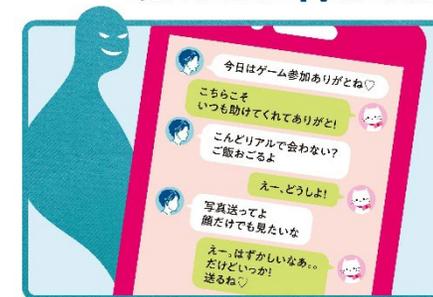
- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用した広報活動
- (2) インフルエンサーや有識者と協働したオンラインイベントの実施
- (3) SNSやトレインチャンネル等を活用した広報

若年層の性暴力  
被害予防月間  
ホームページ



[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/jakunengekkan/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html)

怖いくらい、やさしい人だった。  
会ってみたら、ほんとに怖かった。



まさかあの人...そんなつもりなかったのに...  
**あなたが望まない性的な行為は  
どんな理由・相手でも性暴力です!**

18歳に達したら契約は慎重に!  
2022年4月1日から  
成年年齢引き下げられます  
20歳  
18歳

性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで、ためらわずにご相談ください。

4月「若年層の性暴力被害予防月間」  
性暴力をなくそう

相談先: 03-5923-8891 (相談ダイヤル) 03-5923-8103 (相談ダイヤル)  
相談先: 03-5923-8891 (相談ダイヤル) 03-5923-8103 (相談ダイヤル)

<令和4年度ポスター・リーフレット>